



### 3. 都市公園への再エネ導入目標

要望： 都市公園は、太陽光が直接降り注ぐ広い面積を有する公の場所であり（全国の都市公園の面積は、約 13 万 ha で国土面積の 0.3% を占める）、再生可能エネルギーの設置について、大きなポテンシャルを有している。しかし、現状で都市公園についての再生可能エネルギー導入に関する目標がないことから、当該目標を策定・公表すべき。

#### <対応の内容：国土交通省>

国及び地方公共団体の都市公園の合計で、2030 年において、17.4 万 kW の再生可能エネルギー発電設備の導入を目標値とする旨を令和 4 年 12 月に公表

([https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko\\_shisaku/kobetsu/torikumi.pdf](https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/torikumi.pdf))。

なお、この目標値は、都市公園内の設置可能な建築物、駐車場に設備を導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして設定しているが、このポテンシャル分について、2050 年を待たず、2030 年時点で達成する目標としている。

#### 都市公園における再生可能エネルギーの導入の取り組み

国土交通省

- 地球温暖化防止、2050 年カーボンニュートラル実現に積極的に努めていく。
- 都市公園においては、地球温暖化防止の取組として、緑（特に樹木）による二酸化炭素吸収固定対策、緑によるヒートアイランド現象の緩和を通じた二酸化炭素排出抑制対策、再エネ発電施設の設置等に伴う二酸化炭素排出削減対策に取り組んでいくこととしているところ。
- 国営公園においては再エネ発電施設の整備と再エネ電気の調達、地方公共団体の都市公園においては自律分散型エネルギー確保の確保も考慮しつつ再エネ発電施設の導入等を推進。

#### 【都市公園における再生可能エネルギーの導入目標】

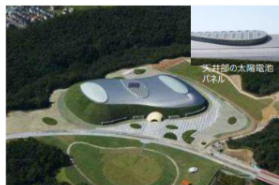
(単位：万kw)

	目標値（2030年）	目標値（2050年）
国及び地方公共団体の都市公園	17.4	17.4

※数値目標は、公園内の設置可能な建築物、駐車場に設備を導入した場合の発電量を設置ポテンシャルとして設定。

#### 【太陽光発電施設の設置事例】

##### ○ 地方公共団体が設置する都市公園



供給型の太陽光発電施設の例  
(屋内型運動施設の屋根に設置)



独立型の太陽光発電による  
照明灯の例

##### ○ 国営公園

###### 海の中道海浜公園



- ・ 公園管理所の屋根に太陽電池パネルを設置  
(最大発電量30kw)
- ・ 年間で約3.2万kwhを発電

###### 国営越後丘陵公園



- ・ 国内道路の屋根に太陽電池パネルを設置  
(最大発電量14kw)
- ・ 年間で約1.1万kwhを発電

#### 4. EV 用急速充電器の消防法の安全設備の解釈の統一などの通知発出

要望：EVの急速充電器設置にあたって、消防法上の安全対策にかかる判断が各消防官区により異なることでそれに合わせた充電器の仕様変更や手続きにコストがかかっており、急速充電器の普及の面で支障となっているため統一化をしてほしい。

##### <対応の内容：消防庁>

急速充電設備の設置にかかる消防法上の安全対策の解釈を明確にするため、令和5年2月28日に各都道府県消防防災主管部長宛の通知を发出済み。内容は、以下のとおり。

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230228\\_yobou\\_126.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230228_yobou_126.pdf)

##### 第1関係 急速充電設備への自動車等の衝突防止措置の事例



車道と急速充電設備との間に緑石を設けている事例

(注)本資料に掲載している写真は、鉄製パイプを設備の周囲に設置している事例であるが、この鉄製パイプは事業者が付加的に設けたものである。緑石や車止め等が設けられている場合には、急速充電設備への自動車等の衝突防止措置として、追加で鉄製パイプを設ける必要はないことに留意されたい。



付加的に鉄製パイプを設けた事例

##### 第4関係 変電設備を柱上設置している事例



柱上設置の例

写真提供：株式会社e-Mobility Power

#### 5. 急速充電器に係る、消防法上の対象火気設備規制における取扱いの見直し

要望：現行の対象火気設備規制では、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。今後電気自動車の普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとしてほしい。

##### <対応の内容：消防庁>

消防庁において、全出力が200kWを超える急速充電設備の火災安全性に係る検討を行い、令和5年2月21日付けで対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令を改正・公布した。これにより、従来「変電設備」として扱われていた出力200kWを超える急速充電設備も「急速充電設備」として扱うこととした（施行は令和5年10月1日予定）。

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/a7016d7fb81925abb6c778071e4c795386b64999.pdf>

## 6. EV用充電器を店舗敷地内等に設置した事業者及び設置場所の提供者が「地球温暖化対策計画書制度」において評価される仕組みの構築

要望： 地方公共団体が、域内の事業者に対して温室効果ガス排出量やその抑制方策等を盛り込んだ計画書・報告書の策定と提出を求める「地球温暖化対策計画書制度」において、事業者によるEV充電器の設置を評価項目として新たに設定してほしい。このため、各地方公共団体がEV充電器を設置した事業者を適切に評価できるよう、同制度のガイドライン等でEV充電器設置を評価項目に加えたうえで、さらに好事例の共有等の必要な措置を講じてほしい。

### <対応の内容：環境省>

地球温暖化対策計画書制度では地方公共団体が、域内の事業者に対して温暖化対策計画書・報告書の策定と提出を求め、計画と報告を通じて、温室効果ガスの排出抑制への計画的な取組を促す制度。(30都道府県、13市・区で導入されている。(2019年2月末時点))

この計画書の評価項目の望ましい項目例に新たに「事業所内・店舗敷地内への電気自動車用充電器の設置」及び「充電サービス事業者への電気自動車用充電器の設置場所の提供」を設け、事例の紹介として、EV用充電器の設置に関する記載を地球温暖化対策計画書制度ガイドライン(令和5年)へ反映済み。内容は以下のとおり。

[https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/data/download/keikakusyo.pdf](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/download/keikakusyo.pdf)

#### 3-1. 地球温暖化対策計画書制度の設計：(26) 評価項目例

□ 各部門・分野ごとに、以下に示す項目を評価項目とすることが望まれます。

##### <考えられる評価項目(例)>

運輸部門	産業部門・業務その他部門	その他(横断的分野等)
自動車の燃料使用量の把握・管理	エネルギー使用量の把握・管理	推進体制の整備
次世代自動車の導入	設備の適正な維持・管理・運用	省エネ診断の受診等
エコドライブの推進	高効率の機器の導入	環境配慮製品の開発・製造
<b>事業所内・店舗敷地内への電気自動車用充電器の設置</b>	エネルギーマネジメントシステムの導入	グリーン購入の推進
<b>充電サービス事業者への電気自動車用充電器の設置場所の提供</b>	太陽光発電の導入	環境教育・学習の実施
モーダルシフト(鉄道や船舶による貨物輸送への転換)による物流の効率化	再生可能エネルギー電力の使用	クールビズ・ウォームビズの実施

※評価制度を設けている地方公共団体の事例などを参考に標準案にて作成

##### 自治体における評価事例(おおさかストップ温暖化賞)

- ・イオンモール株式会社では、2020年度に2010年度比50%削減の省エネを目指した店舗全体での不燃の省エネ・省CO2への努力及びEV充電器設置(増設)やCO2フリー電力の購入など先端的な取組を行っている。
- ・様々な対策を幅広く継続的に実施しており、各対策が他の事業者の参考となる波及効果の高い取組を行っていることから、「令和2年度 おおさかストップ温暖化賞 優秀賞」を受賞。



(出典) 大阪府「おおさか気候変動対策賞」

45

以上